

高取町健康増進計画及び食育推進計画策定に係る調査業務仕様書

1 業務名

高取町健康増進計画及び食育推進計画策定に係る調査業務

2 業務の目的

本業務は、高取町健康増進計画及び食育推進計画の一体的策定におけるそれぞれの計画の取り組みを評価し、健康増進と食育推進についての課題を整理し国や県の動向をふまえた分析を行い、また町民の多様なニーズを聞き取り、健康と食育の両分野に関する一体とした計画や各種保健事業に関する新たな計画を策定するための基礎資料の作成を目的とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

4 業務の実施

(1) 受託者は、業務を実施するにあたり、発注者の意図及び目的を十分に理解し、適切な人員配置のもとで業務を実施すること。

(2) 本業務の実施に 当たって は、以下の関連法令等を遵守すること。

- ① 健康増進法（平成14年法律第103号）
- ② 食育基本法（平成17年法律第63号）
- ③ 上記の施行令、施行規則
- ④ その他の関係法令及び規定

5 業務計画書の提出

受託者は、契約締結後遅滞なく、業務計画書（様式任意）を作成し、提出するものとする。

6 打ち合わせ及び議事録

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者と発注者は打ち合わせを行い、その都度受託者が書面（業務打合せ簿：任意様式）に記録し、相互に確認すること。

7 検査

(1) 業務が完了した時は、業務完了届を提出するとともに、成果品を提出すること。

(2) 業務完了期限前であっても、発注者が予め成果品の提出期日を指定した場合には、その指定する期日までに、その時点における成果品を提出すること。

8 業務内容

本業務は、健康増進計画及び食育推進計画の一体的策定に際し、町民の健康及び食育に関する意識等を把握するための調査から、その調査結果と各種データとの比較分析を行い、また本町の

これまでの取組や健康及び食育についての課題、問題点をもとに現行の計画の最終評価を行い、新たに次期計画を策定するための基礎資料でありその内容は次のとおりとする。

(1)

- ① 基礎データの整理・分析
- ② アンケート調査票の作成
- ③ アンケート用紙の印刷、発送、回収
- ④ アンケート入力
- ⑤ アンケート集計・分析、報告書作成
- ⑥ 発注者との打合せ

9 業務内容の詳細

(1) アンケート調査の実施

- ・国が示す調査項目及び奈良県が示す調査項目を基に、本町独自の調査項目を追加して実施する。
- ・受託者は調査項目案を提示し、本町と協議の上、調査票並びに発送用封筒及び返信用封筒の作成印刷を行う。
- ・町が調査対象者を抽出し宛名ラベル作成する。委託者は宛名ラベルの貼り付け、封入・封緘および発送を行う。
- ・発送・回収に係る郵送費は委託者の負担とする。
- ① 調査の対象は以下にあげるものとする。

(ア) アンケート調査

町内在住の満20歳以上の方、2,000人

(イ) 児童・生徒調査

町内在住の小学4～6年生、中学1～3年生、対象者 300人程度

- ② 調査用紙は12ページ程度（表紙を含む）のものとする。
- ③ 実施方法は、(ア)は郵送とWEBの併用による配布と回収とする。(イ)はWEB調査のみとし、学校を通じて実施する。
- ④ 調査の入力、集計・分析作業をおこなう。
- ⑤ 調査報告書（データによる納品のみ）を作成する。

10 成果品の納入

(1) 調査報告書

- ・電子データ一式（2部）

11 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項並びに仕様書に疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。
- (2) 本業務の実施に当たっては、本仕様書、企画提案書その他関連法令及び通達などを遵守するものとする。

- (3) 受託者は、業務の目的を理解して最高の技術を発揮するよう努めるとともに、必要と考えられる場合においては、本仕様書に定められていない内容であっても、積極的に提案を行い、町と協議のうえ、誠意をもって対応するものとする。
- (4) 本業務の納入成果品は、本町が著作権を有するものとし、受託者は本町の承諾なしに他に公表、貸与及び使用してはならない。
- (5) 業務本体の再委託は禁止する。ただし、本町の許可を得た場合、業務の一部の委託の再委託は可能とする。
- (6) 受託者は、本業務に関し知り得た個人情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。
- (7) 貸与品
 - ① 調査で回収された調査票等について受託者に貸与する。
 - ② 高取町健康増進計画及び食育推進計画（計画に係る必要な資料（電子データを含む））については、受託者に提供する。